

平成二十年十一月十二日

青森県教育委員会第七百十八回定例会

期 日 平成二十年十一月十二日（水）
場 所 教育庁教育委員会室

会 議 次 第

一 開 会

二 報 告

報告第一号 保有個人情報の開示決定等に係る異議申立てに対する決定について

（非公開の会議）

二 議 案

議案第一号 青森県教育委員会の所管に属する公益法人の設立及び監督に関する規則の一部

改正について

1

三 その他

職員の懲戒処分の状況について

9

四 閉 会

議案第一号

青森県教育委員会の所管に属する公益法人の設立及び監督に関する規則の一部を改正する規則案
青森県教育委員会の所管に属する公益法人の設立及び監督に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

青森県教育委員会の所管に属する公益法人の設立及び監督に関する規則の一部を改正する規則
青森県教育委員会の所管に属する公益法人の設立及び監督に関する規則（平成十二年三月青森県教育委員会規則第十二号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

青森県教育委員会の所管に属する特例民法法人の監督に関する規則

第一条中「民法（明治二十九年法律第八十九号）第三十四条に規定する法人（以下「公益法人」といふ。）の設立及び」を「特例民法法人（一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成十八年法律第五十号。以下「整備法」といふ。）第四十二条第一項に規定する特例社団法人及び特例財団法人をいふ。以下同じ。）の」に、「同法」を「整備法」に、「青森県教育委員会の所管に属する公益法人の設立及び監督に関する条例」を「青森県教育委員会の所管に属する特例民法法人の監督に関する条例」に改める。

第二条を削る。

第三条中「第四条第四号」を「第二条第四号」に、「社団法人」を「特例社団法人」に改め、同条を第二条とする。

第四条の見出し中「又は寄附行為」を削り、同条第一項中「第六条」を「第四条」に改め、同項第一

号及び第二号中「又は寄附行為」を削り、同項第三号中「社団法人にあつては總會の決議に係る議事録の写し又は定款所定の手続き」を「定款の変更の手續」に改め、「財団法人にあつては寄附行為所定の手続きを経たことを証明する書類」を削り、同条第二項中「第六条」を「第四条」に改め、「又は寄附行為」を削り、「公益法人」を「特例民法法人」に改め、同条を第三条とする。

第五条第一項中「公益法人」を「特例民法法人」に改め、同条第二項第二号中「社団法人にあつては總會の決議に係る議事録の写し又は定款所定の手続き」を「定款所定の手続」に改め、「財団法人にあつては寄附行為所定の手続きを経たことを証明する書類」を削り、同条を第四条とする。

第六条の見出し中「及び監事」を「監事及び評議員」に改め、同条第一項中「公益法人」を「特例民法法人」に改め、「理事」の下に「監事及び評議員（一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成十八年法律第四十八号。以下「一般法人法」という。）に規定する評議員をいう。）を加え、」第七條第一号」を「第五條第一号」に改め、「当該理事」の下に「監事及び評議員」を加え、同條第二項中「第八條」を「第六條」に改め、同條を第五條とする。

第七條第一項中「公益法人」を「特例民法法人」に改め、同項第一号中「第九條第一号」を「第七條第一号」に改め、同條第二項中「公益法人」を「特例民法法人」に改め、同項第三号中「第九條第五号」を「第七條第五号」に改め、同項第四号中「第九條第六号」を「第七條第六号」に改め、同項第五号中「第九條第七号」を「第七條第七号」に改め、同條第三項中「公益法人」を「特例民法法人」に改め、同條を第六條とする。

第八條中「公益法人」を「特例民法法人」に、「民法第六十八條」を「一般法人法第四百十八條第一号から第四号まで又は第二百二條第一項第一号から第三号まで、第二項若しくは第三項」に改め、「設立許可の取消による場合を除く。」を削り、同條第六号中「又は寄附行為」を削り、同條を第七條と

する。

第九条第一項中「公益法人」を「特例民法法人」に改め、「又は寄附行為」を削り、同条第二項中「公益法人」を「特例民法法人」に改め、同条を第八条とする。

第十条中「第十条」を「第八条」に改め、同条を第九条とする。

第十一条第一項中「公益法人」を「特例民法法人」に、「民法第七十七条第一項」を「一般法人法第三百八条第一項」に改め、同条第二項中「民法第七十七条第二項」を「一般法人法第三百十條第一項又は第二項」に、「清算中に就職した清算人について登記」を「清算人の登記を」に改め、同条に次の一項を加え、同条を第十条とする。

3 一般法人法第三百十條第三項において準用する一般法人法第三百三條の規定により登記事項の変更の登記をしたときは、登記事項証明書を添えてその旨を教育委員会に届け出なければならぬ。

第十二条中「公益法人」を「特例民法法人」に改め、同条を第十一条とする。
第十三条を第十二条とする。

附 則

1 この規則は、平成二十年十二月一日から施行する。

2 この規則の施行の際現になされている公益法人の基本財産の処分等の承認の申請は、第四条の規定によつてなされた承認の申請とみなす。

提案理由

公益法人制度改革による一般社団法人及び一般財団法人に関する法律等の施行により現行の主務官庁による公益法人設立許可制度が改められること等に伴う所要の整備を行うため提案するものである。

新条文

青森県教育委員会の所管に属する特例民法法人の監督に関する規則

(趣旨)

第一条 教育委員会の所管に属する特例民法法人（一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成十八年法律第五十号。以下「整備法」という。）第四十二条第一項に規定する特例社団法人及び特例財団法人をいう。以下同じ。）の監督については、整備法その他の法令及び青森県教育委員会の所管に属する特例民法法人の監督に関する条例（平成十二年三月青森県条例第九十号。以下「条例」という。）に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。

(削除)

旧条文

青森県教育委員会の所管に属する公益法人の設立及び監督に関する規則

(趣旨)

第一条 教育委員会の所管に属する民法（明治二十九年法律第八十九号）第三十四条に規定する法人（以下「公益法人」という。）の設立及び監督については、同法その他の法令及び青森県教育委員会の所管に属する公益法人の設立及び監督に関する条例（平成十二年三月青森県条例第九十号。以下「条例」という。）に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。

(設立の許可の申請に係る添付書類)

第二条 条例第二条第八号に規定する教育委員会規則で定める

書類は、次に掲げる書類とする。

- 一 寄附申込書
- 二 資産に関する登記所、銀行等の証明書類
- 三 不動産その他の主たる資産については、その価格を評価するに十分な資格を有する者の作成した価格評価書
- 四 設立者又は設立代表者の履歴書
- 五 設立代表者を定めたときは、その権限を証明する書類
- 六 理事及び監事となるべき者の就任承諾書及び履歴書
- 七 従来から存立している法人でない社団又は財団にあつては、その規約又はこれに類するもの並びに申請前おおむね二年間における事業及び財産の状況を記載した書類及び当該期間における収支状況を記載した書類
- 八 その他教育委員会が特に必要と認める書類

(事業報告書、事業計画書等の提出に係る添付書類)

第二条 条例第二条第四号に規定する教育委員会規則で定める書類は、特例社団法人にあつては、前事業年度(事業年度を定めないときは、一月一日から十二月三十一日までとする。以下同じ。)の社員異動状況報告書とする。

(定款の変更の認可の申請に係る添付書類)

第三条 条例第四条に規定する教育委員会規則で定める書類は、次に掲げる書類とする。

- 一 定款の変更の理由を記載した書類
- 二 定款の新旧対照表
- 三 定款の変更の手續を経たことを証明する書類

四 その他教育委員会が特に必要と認める書類

2 条例第四条に規定する定款の変更が、当該特例民法法人の事業内容の変更に係るものである場合にあっては、前項第一号から第三号までに掲げる書類のほか、当該変更以後二事業年度分の事業計画書及び収支予算書を添えなければならない。

(基本財産の処分等の承認の申請)

第四条 特例民法法人は、その基本財産を譲渡し、交換し、又は担保に供しようとするときは、教育委員会の承認を受けなければならない。借入金(その事業年度内の収入をもつて償還する一時の借入金を除く。)を借り入れようとするときも、また同様とする。

2 前項の承認を受けようとするときは、申請書に次に掲げる書類を添えて教育委員会に提出しなければならない。

- 一 財産目録
- 二 定款所定の手續を経たことを証明する書類

三 基本財産の処分の場合にあっては、第一号及び第二号の書類のほか、処分の目的、使途、処分金額、処分方法及び

(事業報告書、事業計画書等の提出に係る添付書類)

第三条 条例第四条第四号に規定する教育委員会規則で定める書類は、社団法人にあつては、前事業年度(事業年度を定めないときは、一月一日から十二月三十一日までとする。以下同じ。)の社員異動状況報告書とする。

(定款又は寄附行為の変更の認可の申請に係る添付書類)

第四条 条例第六条に規定する教育委員会規則で定める書類は、次に掲げる書類とする。

- 一 定款又は寄附行為の変更の理由を記載した書類
- 二 定款又は寄附行為の新旧対照表
- 三 社団法人にあつては総会の決議に係る議事録の写し又は定款所定の手續を経たことを証明する書類、財団法人にあつては寄附行為所定の手續を経たことを証明する書類

四 その他教育委員会が特に必要と認める書類

2 条例第六条に規定する定款又は寄附行為の変更が、当該公益法人の事業内容の変更に係るものである場合にあっては、前項第一号から第三号までに掲げる書類のほか、当該変更以後二事業年度分の事業計画書及び収支予算書を添えなければならない。

(基本財産の処分等の承認の申請)

第五条 公益法人は、その基本財産を譲渡し、交換し、又は担保に供しようとするときは、教育委員会の承認を受けなければならない。借入金(その事業年度内の収入をもつて償還する一時の借入金を除く。)を借り入れようとするときも、また同様とする。

2 前項の承認を受けようとするときは、申請書に次に掲げる書類を添えて教育委員会に提出しなければならない。

- 一 財産目録
- 二 社団法人にあつては総会の決議に係る議事録の写し又は定款所定の手續を経たことを証明する書類、財団法人にあつては寄附行為所定の手續を経たことを証明する書類

三 基本財産の処分の場合にあっては、第一号及び第二号の書類のほか、処分の目的、使途、処分金額、処分方法及び

補てん方法を記載した書類
四 借入金の借入れの場合にあつては、第一号及び第二号の書類のほか、借入れの目的、使途、借入金額、利率その他の借入方法及び償還方法を記載した書類

(理事、監事及び評議員の就任の報告)

第五条 特例民法法人は、理事、監事及び評議員（一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成十八年法律第四十八号。以下「一般法人法」という。）に規定する評議員をいう。）の就任に係る条例第五条第一号の規定による報告をするときは、当該理事、監事及び評議員に係る就任承諾書及び履歴書を添えなければならぬ。
2 前項の規定は、監事の就任に係る条例第六条の規定による報告について準用する。

(書類、帳簿等の備付け)

第六条 特例民法法人は、その主たる事務所に、次に掲げる書類、帳簿等を備え付けておかなければならない。
一 条例第七条第一号から第四号までに掲げる書類
二 理事及び監事の履歴書
三 職員の名簿及び履歴書
四 許可、認可等に関する書類
五 資産台帳及び負債台帳
六 その他必要な書類、帳簿等

2 特例民法法人は、その主たる事務所に、次の各号に掲げる書類、帳簿等を毎事業年度開始後三月以内に備え付け、当該各号に定める期間、備え付けておかなければならない。
一 財産目録 備え付けた日から五年間
二 当該事業年度当初における社員名簿 備え付けた日から一年間

三 条例第七条第五号に掲げる書類 備え付けた日から五年間

四 条例第七条第六号に掲げる書類 備え付けた日から一年間

五 条例第七条第七号に掲げる書類、帳簿等 備え付けた日

補てん方法を記載した書類
四 借入金の借入れの場合にあつては、第一号及び第二号の書類のほか、借入れの目的、使途、借入金額、利率その他の借入方法及び償還方法を記載した書類

(理事及び監事の就任の報告)

第六条 公益法人は、理事の就任に係る条例第七条第一号の規定による報告をするときは、当該理事に係る就任承諾書及び履歴書を添えなければならぬ。
2 前項の規定は、監事の就任に係る条例第八条の規定による報告について準用する。

(書類、帳簿等の備付け)

第七条 公益法人は、その主たる事務所に、次に掲げる書類、帳簿等を備え付けておかなければならない。
一 条例第九条第一号から第四号までに掲げる書類
二 理事及び監事の履歴書
三 職員の名簿及び履歴書
四 許可、認可等に関する書類
五 資産台帳及び負債台帳
六 その他必要な書類、帳簿等

2 公益法人は、その主たる事務所に、次の各号に掲げる書類、帳簿等を毎事業年度開始後三月以内に備え付け、当該各号に定める期間、備え付けておかなければならない。
一 財産目録 備え付けた日から五年間
二 当該事業年度当初における社員名簿 備え付けた日から一年間

三 条例第九条第五号に掲げる書類 備え付けた日から五年間

四 条例第九条第六号に掲げる書類 備え付けた日から一年間

五 条例第九条第七号に掲げる書類、帳簿等 備え付けた日

から十年間

3 特例民法法人は、その主たる事務所に、教育委員会が特に必要と認める書類、帳簿等を教育委員会が定めるところにより、備え付けておかなければならない。

(解散の報告)

第七条 特例民法法人は、一般法人法第百四十八条第一号から第四号まで又は第二百二条第一項第一号から第三号まで、第二項若しくは第三項に規定する解散事由により解散したときは、遅滞なく次の各号に掲げる書類を添えてその旨を教育委員会に報告しなければならない。

- 一 解散の事由を記載した書類
- 二 解散に関する決議に係る議事録の写し
- 三 財産目録
- 四 残余財産及びその処分方法を記載した書類
- 五 負債関係及び負債処理の方法を記載した書類
- 六 定款
- 七 法人の登記事項証明書
- 八 清算人名簿及び就任承諾書

(解散の許可の申請)

第八条 特例民法法人は、解散について、定款の定めるところにより教育委員会の許可を受けようとするときは、申請書に前条第一号から第七号までに掲げる書類を添えて教育委員会に提出しなければならない。

2 前項の規定により解散について許可を受けた特例民法法人は、前条の規定による解散の報告を要しない。

(残余財産の処分の許可の申請に係る添付書類)

第九条 条例第八条に規定する教育委員会規則で定める書類は、次に掲げる書類とする。

- 一 残余財産の処分に関する決議に係る議事録の写し
- 二 残余財産の処分の方法及び理由を記載した書類
- 三 処分すべき財産の種類及び総額を記載した書類並びに処分すべき財産の価格を証明する書類

から十年間

3 公益法人は、その主たる事務所に、教育委員会が特に必要と認める書類、帳簿等を教育委員会が定めるところにより、備え付けておかなければならない。

(解散の報告)

第八条 公益法人は、民法第六十八条に規定する解散事由（設立許可の取消による場合を除く。）により解散したときは、遅滞なく次の各号に掲げる書類を添えてその旨を教育委員会に報告しなければならない。

- 一 解散の事由を記載した書類
- 二 解散に関する決議に係る議事録の写し
- 三 財産目録
- 四 残余財産及びその処分方法を記載した書類
- 五 負債関係及び負債処理の方法を記載した書類
- 六 定款又は寄附行為
- 七 法人の登記事項証明書
- 八 清算人名簿及び就任承諾書

(解散の許可の申請)

第九条 公益法人は、解散について、定款又は寄附行為の定めるところにより教育委員会の許可を受けようとするときは、申請書に前条第一号から第七号までに掲げる書類を添えて教育委員会に提出しなければならない。

2 前項の規定により解散について許可を受けた公益法人は、前条の規定による解散の報告を要しない。

(残余財産の処分の許可の申請に係る添付書類)

第十条 条例第十条に規定する教育委員会規則で定める書類は、次に掲げる書類とする。

- 一 残余財産の処分に関する決議に係る議事録の写し
- 二 残余財産の処分の方法及び理由を記載した書類
- 三 処分すべき財産の種類及び総額を記載した書類並びに処分すべき財産の価格を証明する書類

(解散登記等の届出)

第十条 解散した特例民法法人の清算人は、一般法人法第三百八条第一項の規定により解散の登記をしたときは、登記事項証明書を添えてその旨を教育委員会に届け出なければならぬ。

2 一般法人法第三百十條第一項又は第二項の規定により清算人の登記をしたときは、登記事項証明書を添えてその旨を教育委員会に届け出なければならぬ。

3 一般法人法第三百十條第三項において準用する一般法人法第三百三條の規定により登記事項の変更の登記をしたときは、登記事項証明書を添えてその旨を教育委員会に届け出なければならぬ。

(清算終了の届出)

第十一条 解散した特例民法法人の清算人は、清算が終了したときは、これを証明する関係書類を添えてその旨を教育委員会に届け出なければならぬ。

(施行事項)

第十二条 この規則の施行に關し必要な事項は、教育長が定める。

(解散登記等の届出)

第十一条 解散した公益法人の清算人は、民法第七十七條第一項の規定により解散の登記をしたときは、登記事項証明書を添えてその旨を教育委員会に届け出なければならぬ。

2 民法第七十七條第二項の規定により、清算中に就職した清算人について登記したときは、登記事項証明書を添えてその旨を教育委員会に届け出なければならぬ。

(清算終了の届出)

第十二条 解散した公益法人の清算人は、清算が終了したときは、これを証明する関係書類を添えてその旨を教育委員会に届け出なければならぬ。

(施行事項)

第十三条 この規則の施行に關し必要な事項は、教育長が定める。

[その他]

職員の懲戒処分の状況 平成20年11月(10月1日~10月31日分)

青森県教育委員会

- 事案1 ①被処分者 上北地域の小学校 教諭(34歳、女性)
②事件の概要等 速度超過(30km/h以上50km/h未満)
・平成20年7月5日(土)午前11時9分頃
・上北郡七戸町内の町道
・最高速度40km/hのところ、74km/hで走行
③処分内容 戒告
④処分年月日 平成20年10月7日
- 事案2 ①被処分者 三八地域の高等学校 教諭(36歳、男性)
②事件の概要等 速度超過(30km/h以上50km/h未満)
・平成20年7月15日(火)午後4時3分頃
・三戸郡南部町内の県道
・最高速度40km/hのところ、76km/hで走行
③処分内容 戒告
④処分年月日 平成20年10月9日
- 事案3 ①被処分者 下北地域の中学校 教頭(51歳、男性)
②事件の概要等 速度超過(30km/h未満)
・平成20年5月8日(木)午後3時16分頃
・青森市内の国道
・最高速度60km/hのところ、77km/hで走行
③処分内容 戒告
④処分年月日 平成20年10月20日
⑤その他 平成17年8月11日及び平成20年5月3日に速度超過をしていることから、量定を加重。
- 事案4 ①被処分者 上北地域の小学校 教諭(43歳、女性)
②事件の概要等 速度超過(30km/h以上50km/h未満)
・平成20年7月22日(火)午後7時49分頃
・上北郡東北町内の県道
・最高速度50km/hのところ、87km/hで走行
③処分内容 戒告
④処分年月日 平成20年10月22日

- 事案5 ①被処分者 三八地域の小学校 教諭(37歳、女性)
- ②事件の概要等 速度超過(30km/h未満)
- ・平成20年8月12日(火)午後2時38分頃
 - ・三戸郡五戸町内の県道
 - ・最高速度40km/hのところ、62km/hで走行
- ③処分内容 戒告
- ④処分年月日 平成20年10月23日
- ⑤その他 平成20年3月2日に物損事故及び平成20年4月30日に速度超過をしていることから、量定を加重。

- 事案6 ①被処分者 中南地域の小学校 教諭(46歳、男性)
- ②事件の概要等 速度超過(30km/h以上50km/h未満)
- ・平成20年7月26日(土)午後1時31分頃
 - ・弘前市内の県道
 - ・最高速度60km/hのところ、107km/hで走行
- ③処分内容 戒告
- ④処分年月日 平成20年10月28日